

平成25年度 第3回大分市清掃事業審議会会議録

日時：平成25年10月8日（火） 14：00～

場所：大分市保健所 6階大会議室

開 会

志堂寺課長

諮 問

「一般廃棄物処理手数料の改定について（犬、猫等の死体処理に係る分）」

審 議

「一般廃棄物処理手数料の改定について（犬、猫等の死体処理に係る分）」

事務局

資料説明「一般廃棄物処理手数料の改定について（犬、猫等の死体処理に係る分）」

【質疑応答】

吉岡会長

・ただ今ご説明がありましたが、前回の審議会でこういう計算式が出てくるとわかりにくいという話がありましたので、お手元の資料の中に、右上に「メモ」と書かれたものがございます。それを出して頂いたほうがわかりやすいかと思えます。

書いてある内容は、本文に書いてある内容と全く違いは無いのですが、書き方が少し違っているというだけのことです。

今回の手数料の改定にあたって、どのような考え方をしているかという、1) 2) 3) に書いてあります。手数料は収集・運搬経費と処分経費の合計である、これは以前と一緒です。それから、そのもととなる数字はどこから取るかという、直近5ヶ年からの数字から取るという形になります。そして市民負担率を考慮するということが2点です。3点目は、処分経費というものは一般廃棄物処理施設使用料を適用するという形になっています。但し、犬・猫の死体は20kgというふうに見なしますよというところまでが前提条件になります。

これをもとにして、どういう計算式が作られるかと言いますと、(4)の手数料計算式の

ようになります。そうすると、手数料というのはA+Bだということになります。Aが収集・運搬でBが処分経費です。

Aの計算はどうするかと言いますと、平均収集委託料を平均収集頭数で割って、一頭あたり幾ら掛かったかということを出します。それで、一頭あたり幾ら掛かったかというのに対して、家庭ごみ有料化で市民は何%負担しますよという負担率を掛けてやる。そうすると530円という数字が最終的に出てくる。一方、家庭ごみ有料化の負担率というのはどうやって計算されるかという、ごみ袋の手数料を幾らにするかということ、その処分経費とごみ袋の平均重量の二つから算出していくというような式になっていて、現在では0.19であるというような予想がたちます。数字は一応、今の予定が全部そのまま進んだ場合に得られる数字であって、ここで基本的に決めるのは式だけであるというような形になるかと思えます。

Bは80円というふうに決まりますから、特に計算式は必要無いだろうということで、合計して一頭あたり610円というような説明でございました。

ただいまの事務局の説明で質問等ございますか。

委員

・(3)手数料の改定の考え方の3)に、「犬・猫等の死体は20kgとみなす」とありますが、これは例えば大型犬で30kgとか40kgある場合にも20kgとみなす、ということでしょうか。

事務局

・はい、おっしゃる通りでございます。例外的に大きな犬もあろうかと思いますが、実際に収集に赴いている一般家庭で飼われていた犬とか猫になりますので、20kgとみなすということでございます。

委員

・はい、わかりました。

吉岡会長

・他にございますか。

質問があるのですが、実際の計算をする場合に、年間の平均収集頭数、年間何匹処理をしたかという数ですけれども、これが資料の5ページに数字が載っています。その表の中で、平成20年から平成24年の平均収集数が4,253となっております。この4,253というのは、無料収集を含んだ数ですか。

事務局

- ・無料収集を含んだ数でございます。

吉岡会長

・無料収集分まで市民、いわゆる出す人たちが負担をしなければならないということですか。無料収集分は市のほうで全部やって、頭数には入ってこないということにはならないのですか。

事務局

- ・現在、業務を委託しております。それで、無料収集分もこの中に含めた計算を致しております。

吉岡会長

- ・どなたか意見はございますか。

委員

・一点ご質問させていただきます。前回の手数料を値上げしたときというのが、「2 手数料について」の「(1) 現行手数料について」に書いているのですけれども、「戸別にそれぞれお願いするので値上げをした」という感じで書いていると思うのですが、今回その引き取り方法というのは前回と変わらないんですよね。

事務局

- ・引き取りの方法は全く変わりません。

委員

・それなのにその計算方法が一般のごみと計算式が一緒なのですけれども。普通のごみは、日にちを決めたときに取りに来るっていうかたちですよね。そして、こちらの分だけは戸別に「こういうのがあるから取りに来てください」というような方法だと思うのですけれども。そこで計算の仕方が変わらないというのは、何か考えがあるのかどうかを教えて頂ければと思うのですが。

事務局

・すみません、聞き漏らしたかたちになるのですけれども、計算式は今回改めさせて頂いているのですが、ご質問の趣旨は。

委員

・私も少し文章が読み取れてなかったので申し訳ないのですが、前回手数料を値上げしたのが「戸別に取りに来て頂くので値上げをした」というようなことで、今回は手数料が実質下がると思うのですが、引き取り方法は前回と一緒ですよね。通常ごみと一緒に計算方法でしているのですが、取りに来る原価とかは前回と違うのに、そこだけ計算は一緒なのかなと思ったのですが。

吉岡会長

・ごみの収集という場合に、処分費用の分だけがこちらのほうには計算されます。引き取る運搬経費というのは、まったく別の単位のものが使われております。

それは例えば、2ページの(4)の2)のところに「1体あたりの収集コスト」というのがありますね。これは犬・猫を引き取りに行きますから、行くと人件費が掛かるので、1頭引き取るためにどれだけの人件費が掛かったか、というようなかたちのコストが計算されます。だから普通のごみ収集とはまったく違うという形の計算となっております。

他にございますか。

委員

・普通のごみとコストが違うというと、わからなくなってしまったのですが、普通のごみのコストの計算と違うのに、係数(f)というのは、いわゆる有料化ごみの負担率をもとに計算しているわけですよね。そうすると先程 委員が言われたように、普通のごみは家の前に出して来るのに、これは取りに来るコストをもとに計算していて、その負担率といえば負担率なんでしょうけれど、その辺の話がごちゃごちゃになって、私もちょっとわからなくなってしまったのですが。

吉岡会長

・もしも私が説明する内容が間違えていたら事務局で訂正してください。

普通のごみの場合には、収集・運搬経費と処分経費のふたつを合わせたものが幾ら掛かっているかという金額がまず出てきます。その金額を、実際に収集したごみの量は何tだというところで割ってやると、何tあたり幾らだという金額が出てきます。

両方合わせた金額のうちで、有料化によってカバーされる分は何%かということを計算してやると、19%になります。それで、トータルして19%平均でみんなカバーしていますねという形になっています。

犬・猫の場合は一頭ずつ取りに来ますから収集は別で、じゃあその費用は幾ら掛かるかということ、実際に収集として払っている費用はこれだけです、これは平均して負担をしてください。もう一つは、燃やした後どうするのかという話の処分料ですが、処分をするときには、一般廃棄物と同じように処分をするので、だからその分の費用だけ頂き

ますよ、それは20kgまでは80円になりますよという形になっています。これは、持ち込まれたという状況のところから計算されていく数字になります。

いいですか、すごく話がややこしいので。要はごみというものをどうやって分けて、その費用をどう区分しているかというだけの問題なのですけれど、できるだけ現実に沿って計算式がたてられているということになります。

委員

・いまのお話だと、運搬経費が530円にプラス処理経費が80円で、610円になるということですよ。

事務局

・そうです。

吉岡会長

・ですから、昔の金額がどういうふうに決められていたかということは、ここではよくわかりません。昔は50:50。なぜ50:50なのかということは説明がありませんでしたからわかりませんが、新しい考え方に従うと、もうごみと一緒に燃やすのだから、それとできるだけ整合性をとりながらやりましょうねという考え方になっているのだろうと思います。

事務局、間違っていないですかね、私の説明は。

事務局

・はい。

吉岡会長

・他にご質問等ございますか。

もしご質問・ご意見がございませんようでしたらお諮りしたいと思います。

一般廃棄物処理手数料の改定については原案通り承認するというところでよろしいでしょうか。

委員（一同）

・はい。

吉岡会長

・それでは、本件につきましては原案通り承認することに決定致しました。

これで本日諮問された一般廃棄物処理手数料の改定については、原案を承認する旨を本

審議会として答申したいと考えます。

なお、答申書の作成及び答申につきましては、わたくし当審議会会長にご一任頂けますでしょうか。

委員（一同）

・はい。

吉岡会長

・はい、ありがとうございます。それではそのように取り扱わせて頂きます。

それでは審議事項につきましてはこれで終了致しました。

次に、事務局より報告事項があるそうですので、お聞きしたいと思います。

事務局（清掃管理課）

資料説明 『「家庭ごみ有料化実施計画（案）」並びに「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正（案）の骨子」に関する自治会員並びにクリーン推進員の意見報告について』

【質疑応答】

吉岡会長

・審議事項ではございませんが、ご質問があればお願いしたいと思います。

一点だけお聞きしたいのですが、5ページの上から二番目ののところの佐賀関の例が出ていまして、佐賀関はコンビニの導入に時間が掛かったというのは、最初はコンビニで売ることができなかったという意味ですか。

事務局

・はっきりは覚えておりませんが、佐賀関は以前から有料化していましたが、平成17年1月に合併した際に有料化を取り止めて、その時にいろいろなご意見を頂いたのは、「販売店を指定するのに、コンビニエンスストアの登録に係る事務手続きがかなり時間が掛かったため、導入のときに間に合わないという事例があったので、コンビニを販売所とする場合にはそういう手続きについては早急に進めて、実施時期にきちんと間に合うようにしたほうがいいですよ。」というようなアドバイスを頂いたところでございます。

吉岡会長

・ありがとうございました。他にございますか。

たくさんの回数の説明会を自治委員あるいはクリーン推進員の方々に開いて頂きまして、

ありがとうございました。様々な意見は、予想された意見もございましょうし、新たに知ったような、そういう意見もあつただろうと思います。できるだけこうしたものを反映させるように努力をお願いしたいというふうに思います。

他にご意見ございますか。

委員

・パブリックコメントをやりましたが、それと今回の自治委員・クリーン推進員の意見の、いわゆる共通点みたいなところがあれば教えてもらいたいのですが。

事務局

・共通点と致しましては、金額の面ではやはり「高い、もう少し安くないか」というようなところが共通していたようにあります。違いますのは、地域で実際にステーションの清掃とかに関わっていらっしゃると思いますので、実情をよくご存じのうえでのご意見ということで、自治委員、クリーン推進員以外の市民の皆様とは、少し意見が違っているのではないかと。ただ、先程申しましたような金額の面、それからパブリックコメントでも多くありましたのは、「不法投棄、不適正排出、野外焼却等が増えるんじゃないですか」というようなところが共通の認識であったというふうに感じております。

委員

・お話の中で、修正案を出すという話をされていましたが、パブリックコメントと今回の意見の両方を踏まえた形での修正案ということになるということでもいいですか。

事務局

・私どもと致しましては、頂いたご意見全てというわけには参りませんが、やはりその中で、頂いたご意見を出来るだけ修正というかたちで汲み取ったうえで、修正案を作成していきたいと考えております。

吉岡会長

・他にご質問等ございますか。

もし無ければ、事務局からは他に説明事項はございますか。

事務局

・ありません。

吉岡会長

・委員の方々から、この機会についでに話し合っておきたいといわれるようなテーマはご

ございますか。

無いようですので、以上をもちまして全ての議事を終了致します。事務局にお返し致します。

事務局

・吉岡会長大変ありがとうございました。委員の皆様にも長時間に及んで大変ありがとうございました。なお、次の審議会につきましてはまだ日程は定まっておられませんので、決まりましたら委員の皆様には早めにお知らせをしたいと思いますと考えております。

以上をもちまして、平成25年度第3回大分市清掃事業審議会を終了致します。